

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	外国人住民に係る住民票コード通知票の送付事務の委託について
--------	-------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：地域文化部戸籍住民課住民記録係）

事業の概要

事業名	外国人住民に係る住民票コード通知票の送付事務
担当課	戸籍住民課
目的	住民基本台帳法に基づき、外国人住民に対し、住民票コードを通知するため
対象者	適用日（平成 25 年 7 月 8 日）の時点において、新宿区の住民基本台帳に記録されている外国人住民（適用日前に、適用日以後に転出する予定である旨の転出届を行った者を除く。）
事業内容	<p>住民基本台帳法の改正により、平成 24 年 7 月 9 日から外国人住民が住民基本台帳制度の対象となったが、外国人住民に係る住民票コードの記録については、適用日から実施することとされている。</p> <p>また、同法により、住民票コードを記録したときには、速やかに、当該記録に係る者に対し、住民票コードを記録した旨及び当該住民票コードが記載された「住民票コード通知票」を送付することとされている。</p> <p>上記対象者の住民票コードは、適用日に記録され、適用日以降、3 万数千通の住民票コード通知票を速やかに送付する必要があることから、当該送付事務を委託する。</p> <p>2 対象者数（平成 25 年 1 月 1 日現在）</p> <p>33,574 人</p>

件名 外国人住民に係る住民票コード通知票の送付事務の委託について

保有課(担当課)	戸籍住民課
登録業務の名称	住民基本台帳事務
委託先	現時点では未定 (複数見積競争により選定した業者に委託する予定である。)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	1 対象者 適用日(平成 25 年 7 月 8 日)の時点において、新宿区の住民基本台帳に記録されている外国人住民(適用日前に、適用日以後に転出する予定である旨の転出届を行った者を除く。) 2 情報項目 氏名、併記名、通称、住所、世帯主氏名、住民票コード
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	大量の住民票コード通知票を速やかに送付する必要があるため
委託の内容	上記対象者に対し、住民票コードを記載した旨及び住民票コードが記載された「住民票コード通知票」を送付する。
委託の開始時期及び期限	平成 25 年 5 月中旬から平成 25 年 7 月 31 日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 委託に当たり提供した情報については、すべて平成 25 年 7 月 31 日までに返却させる。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。 2 提供された情報は施錠できる金庫やキャビネットに保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり

乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。